

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて

平成15・08・18貿局第2号・輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号
平成15年8月27日・貿易経済協力局
最終改正 20120814貿局第1号・輸出注意事項24第55号・輸入注意事項24第29号
平成24年8月28日・経済産業省貿易経済協力局

輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号）第1条の2及び輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した申請に対する輸出許可、輸出承認、輸入承認及び事前確認（以下「許可・承認・確認の処分」という。）であって当該許可・承認・確認の処分を書面により交付していないもの（以下「電子許可・承認・確認」という。）に係る貨物について税関への輸出入申告に当たっての記録すべき情報（以下「裏書情報」という。）の記録等の際し、通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて、下記のとおり定め、平成15年8月27日から実施する。

記

1. 定義

- (1) この通達において「専用電子計算機」、「申告者」、「通関データベースシステム」及び「許可・承認・確認情報」とは、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」（平成14年11月5日付け、平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号、輸入注意事項14第45号（以下「電子裏書通達」という。）1.「定義」に規定するものをいう。
- (2) この通達において「申告者の自らの使用に係る入出力装置」とは、電子裏書通達3.に規定するものをいう。
- (3) この通達において「通関データベースシステムの停止」とは、通関データベースシステムがシステムの障害により通常の運用を行わない状態（以下「システム臨時停止状態」という。）をいう。

2. システム臨時停止状態の確認

申告者は、税関への輸出入申告に当たって、通関データベースシステムの障害の理由により裏書登録等の作業が出来ないことが発生した場合は、システム臨時停止状態であるか否かの確認を、申告者の自らの使用に係る入出力装置から輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運用するホームページの府省共通ポータル¹の運転状況表示掲示板に表示される運転状況により行うものとする。

3. システム臨時停止状態の際の手続

- (1) 申告者は、上記2.によりシステム臨時停止状態であることを確認した上で、輸出又は輸入しようとする電子許可・承認・確認に係る貨物について、電子裏書通達5.(2)又は(3)の裏書情報の記録又は修正等の記録等ができない場合は、4.(1)及び(2)に規定する書類を税関に提出することにより代えることとする。

なお、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可（平成17年5月31日までに許可された第1種一般包括輸出許可及び第2種一般包括輸出許可並び平成

17年5月31日までに申請され、平成17年6月1日以降に許可された第1種一般包括輸出許可及び第2種一般包括輸出許可を含む。)、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特定包括輸出許可に係る貨物の場合については、4.(2)に規定する書類の提出は要さないこととする。

- (2) 税関は、申告者の申し出によりシステム臨時停止状態の際の輸出入申告であることを確認した上で、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)第5条第1項又は輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。)第15条第1項の規定による確認を(1)の規定により申告者から提出された書類により行うこととする。
- (3) 税関は、(2)により輸出令第5条第1項又は輸入令第15条第1項の確認をした場合は、(2)の書類に当該確認を行った税関官署及び日付を押印し、(1)の書類に貼り付け割り印を行って申告者に返還し、当該書類を速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課(以下「貿易管理課」という。)に提出するよう、申告者に指示をするものとする。
- (4) 申告者は、当該書類を速やかに貿易管理課に提出することとする。
- (5) 申告者は、当該手続を行った輸出入申告のうち、システム臨時停止状態以前に既に裏書情報の記録等を行った後にシステム臨時停止状態になった輸出入申告については、システム運転再開後に貿易管理課からデータ復旧操作の指示を受けるものとする。

4 税関の確認のために申告者が提出する書類等

- (1) 電子裏書通達5(2)①によりシステム臨時停止状態になる前に専用電子計算機に備えられたファイルからダウンロードして申告者の自らの使用に係る入出力装置等へ取り出した許可・承認・確認情報であって、当該電子許可・承認・確認情報を書面に印刷したもの(参考別紙1から参考別紙9までに掲げるもの)
- (2) 輸出又は輸入しようとする貨物の内容を記載した別添の書面。

別添

電子情報処理組織が運用を臨時に停止している間に行う通関の記録

輸出許可（輸出承認・輸入承認・確認）番号：

税関申告番号 申告年月日	*1 商品 番号	商 品 名	*2 送状数量 [単位]	送状金額 [単位] 建 値	通関数量 (船積数量) [単位]	*2 通関金額 [単位]	*3 積出港	備 考	通関年月日 税関記名押印

- 注 (1) * 1 : 輸出許可又は輸出承認に係る貨物の場合、輸出許可又は輸出承認の商品が記載されている欄の番号を記載すること。輸入承認又は事前確認に係る貨物の場合は記載不要。
- (2) * 2 : 輸出許可又は輸出承認に係る貨物の場合は記載不要。
- (3) * 3 : 輸入承認又は事前確認に係る貨物の場合は記載不要。

輸 出 許 可 証

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

有効期限

輸出許可番号

--	--	--

条 件

--	--

経済産業大臣の記名押印 資格

日付 記名押印

1. 申請者

申請年月日

名称

役職名

住所

氏名

2. 取引の明細

(1) 買主名
住所

(2) 荷受人名
住所

(3) 支払人名
住所

(4) 仕向地

経由地

経由地

経由地

(5) 商品内容明細

番号	輸出貿易管理令 別表第1 貨物番号	商品名 型式番号又はモデル番号	数量 単位		通貨	単価 合価
			建値	建値地域名		

総 合 計 価 額

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

備考

需要者名
住所

--	--

※通関

税関申告番号	No	商品番号	商品名	船積数量	送状金額	積出港	備考	通関月日 税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。

許可条件

条件

条件

申請者 名称	役職名
住所	氏名

申請者 名称	役職名
住所	氏名

申請者 名称	役職名
住所	氏名

申請者 名称	役職名
住所	氏名

買主 名 住所

荷受人 名 住所

仕向地	經由地 經由地	經由地
仕向地	經由地 經由地	經由地
仕向地	經由地 經由地	經由地
仕向地	經由地 經由地	經由地

需要者
住所

需要者
住所

需要者
住所

需要者
住所

需要者
住所

需要者
住所

需要者
住所

需要者
住所

需要者
住所

輸 出 承 認 証

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

有効期限

輸出承認番号

条 件

経済産業大臣の記名押印

資格

日付

記名押印

1. 申請者
名称
住所

申請年月日
役職名
氏 名

2. 取引の明細
(1) 買主名
住所

(2) 荷受人名
住所

(3) 支払人名
住所

(4) 仕向地
経由地
経由地

(5) 商品内容明細

番号	輸出貿易管理令 別表第2 貨物番号	商品名 型式番号又はモデル番号	数量 単位		通貨	単価 合価
			建値	建値地域名		

総 合 計 価 額

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

備考

※通関

税関申告番号	No	商品番号	商品名	船積数量	送状金額	積出港	備考	通関月日 税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。

承認条件

条 件

申請者

名称

役職名

住所

氏名

申請者

名称

役職名

住所

氏名

申請者

名称

役職名

住所

氏名

申請者

名称

役職名

住所

氏名

買主

名
住所

買主

名
住所

買主

名
住所

買主

名
住所

荷受人 名
住所

荷受人 名
住所

荷受人 名
住所

荷受人 名
住所

荷受人 名
住所

荷受人 名
住所

荷受人 名
住所

荷受人 名
住所

荷受人 名
住所

仕向地 經由地 經由地

仕向地 經由地 經由地

仕向地 經由地 經由地

仕向地 經由地 經由地

参考別紙 3

別表第二

輸入承認証・輸入割当証明書

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

申請者名 _____ 氏名 _____

住 所 _____ 資格 _____

電話番号 _____ 申請年月日 _____

I 輸入の承認・輸入割当ての明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び 銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金 額)
					総額 (US\$)
備 考					

II 輸入割当て

割当数量及び単位 (割当額)	証明書番号 _____
	期間満了日 _____

経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定

上記「I 輸入割当ての明細」欄中 の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号 _____

承認番号 _____ 延長後有効期間満了日 _____
有効期間満了日 _____

上記 I の輸入は、 _____ の規定に基づき

条 件

経済産業大臣の記名押印 (輸入割当て)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

経済産業大臣又は税関長の記名押印 (輸入の承認)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

参考別紙 4

別表第二

輸入割当証明書

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

申請者名 _____ 氏名 _____

住 所 _____ 資格 _____

電話番号 _____ 申請年月日 _____

I 輸入の承認・輸入割当ての明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び 銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金 額)
					総額 (US\$)
備 考					

II 輸入割当て

割当数量及び単位 (割当額)	証明書番号 _____
	期間満了日 _____

経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定

上記「I 輸入割当ての明細」欄中 の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号 _____

承認番号 _____	延長後有効期間満了日 _____
有効期間満了日 _____	

上記 I の輸入は、 _____ の規定に基づき

条 件

--	--

経済産業大臣の記名押印 (輸入割当て)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

経済産業大臣又は税関長の記名押印 (輸入の承認)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

参考別紙 5

別表第二

輸入承認証

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

申請者名 _____ 氏名 _____

住 所 _____ 資格 _____

電話番号 _____ 申請年月日 _____

I 輸入の承認・輸入割当ての明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び 銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金 額)
					総額 (US\$)
備 考					

II 輸入割当て

割当数量及び単位 (割当額)	証明書番号 _____
	期間満了日 _____

経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定

上記「I 輸入割当ての明細」欄中 の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号 _____

承認番号 _____ 延長後有効期間満了日 _____
有効期間満了日 _____

上記 I の輸入は、 _____ の規定に基づき

条 件

経済産業大臣の記名押印 (輸入割当て)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

経済産業大臣又は税関長の記名押印 (輸入の承認)

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

輸入公表三の 7 の (3) に基づく輸入に関する確認書

申請者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

※確認番号
※確認年月日

氏 名 _____

資 格 _____

申請年月日 _____

I 輸入の内容

番号	商 品 名		船積地域及び船積港	数量(KG)	通 貨	通 貨
	原産地	種類又は規格			単 価	金 額
	関税率表の 番号等					
	合 計 数 量				合 計 金 額	

備 考	
-----	--

II その他

運 送 方 法		船 名	
入港予定年月日	-		
通関予定年月日	-		
入港予定港			
輸出者の属する国名			
販売予定先			
今後の通関予定			

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印

参考別紙 7

別紙様式第 1

根拠法規	輸出貿易管理規則第 2 条の 2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 7 条
主務官庁	経 済 産 業 省

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証

輸出許可番号
有効となる日
有効期限

[]

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付
資格
記名押印

申 請 者
名 称
住 所

郵便番号

申請年月日
役職名
氏名

電話番号

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅡの4の（1）に掲げるもの

許可条件

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅡの6の（1）に掲げる条件に従うこと。

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証

輸出許可番号
有効となる日
有効期限

[]

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付
資格
記名押印

申 請 者
名 称
住 所

郵便番号

申請年月日
役職名
氏名

電話番号

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のIの4の（1）に掲げるもの

許可条件

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のIの6の（1）に掲げる条件に従うこと。

根拠法規	輸出貿易管理規則第 2 条の 2
主務官庁	経 済 産 業 省

特 定 包 括 輸 出 許 可 証

輸出許可番号
有効となる日
有効期限

[]

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付

資格
記名押印

1. 申請者	申請年月日
名称	役職名
住所	氏名
郵便番号	電話番号

2. 取引の内容

(1) 買主／取引の相手方
 住所

(2) 荷受人
 住所

(3) 需要者／利用する者
 (取引に係る技術の提供を受けて利用する者)
 住所

(4) 仕向地／ 提供地	經由地 經由地 經由地 その他	經由地 經由地
-----------------	------------------------	------------

(5) 特定包括輸出許可・特定包括役務取引許可に係る内容
 該当項番 表番号
 貨物番号
 省令番号
 役務取引の内容

許可条件

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの6の（1）に掲げる条件に従うこと。

参考別紙 8 の 2

別紙様式第 5 の 2

根拠法規	輸出貿易管理規則第 2 条の 2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 7 条
主務官庁	経 済 産 業 省

特 定 包 括 輸 出 ・ 役 務 取 引 許 可 証

輸出許可番号
有効となる日
有効期限

[]

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付

資格
記名押印

1. 申請者
名称
住所
郵便番号

申請年月日
役職名
氏名
電話番号

2. 取引の内容
(1) 買主／取引の相手方
住所

(2) 荷受人
住所

(3) 需要者／利用する者
(取引に係る技術の提供を受けて利用する者)
住所

(4) 仕向地／提供地
経由地
経由地
経由地 その他
経由地
経由地

(5) 特定包括輸出許可・特定包括役務取引許可に係る内容
該当項番
表番号
貨物番号
省令番号
役務取引の内容

許可条件

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの6の（1）に掲げる条件に従うこと。
包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの6の（2）に掲げる条件に従うこと。

輸入公表三の七の(6)に基づく輸入に関する確認書

申請者名 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____

※確認番号
※確認年月日

氏 名 _____ 発 行 国 _____
 資 格 _____ 許 可 書 番 号 _____
 申請年月日 _____

	和 名			
	学 名			
	原産国	数 量		
	形 態			
	ソース			附属書番号
	和 名			
	学 名			
	原産国	数 量		
	形 態			
	ソース			附属書番号
	和 名			
	学 名			
	原産国	数 量		
	形 態			
	ソース			附属書番号
	和 名			
	学 名			
	原産国	数 量		
	形 態			
	ソース			附属書番号
	和 名			
	学 名			
	原産国	数 量		
	形 態			
	ソース			附属書番号

輸出者名 及び住所	
備 考	

経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印

(裏面)

輸入状況報告

船積日	到着日	BL番号等		輸出数量	死亡数量
輸入時の動物の状況及び死亡した動物がいる場合には原因について記入してください					

- (注) (1) 本申請書の大きさはA列4番縦長とすること。
- (2) 「発行国」及び「許可書番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の発行国及び番号を記載すること。
- (3) 「原産国」欄には、輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書中にある原産国を記載すること。
- (4) 「ソース」欄には、W=野生から取得したもの、F=F1世代又は野生と同等の飼育下で繁殖されたもの、R=ランチング事業から生まれたもの、C=飼育により繁殖されたもの、I=没収されたもの、U=出所不明、O=条約適用前に取得されたもの、の区分を記載すること。

和名	***** 以下余白 *****		
学名			
原産国	数量		
形態			
ソース			附属書番号
和名			
学名			
原産国	数量		
形態			
ソース			附属書番号
和名			
学名			
原産国	数量		
形態			
ソース			附属書番号
和名			
学名			
原産国	数量		
形態			
ソース			附属書番号
和名			
学名			
原産国	数量		
形態			
ソース			附属書番号
和名			
学名			
原産国	数量		
形態			
ソース			附属書番号
和名			
学名			
原産国	数量		
形態			
ソース			附属書番号
和名			
学名			
原産国	数量		
形態			
ソース			附属書番号
和名			
学名			
原産国	数量		
形態			
ソース			附属書番号
和名			
学名			
原産国	数量		
形態			
ソース			附属書番号

